

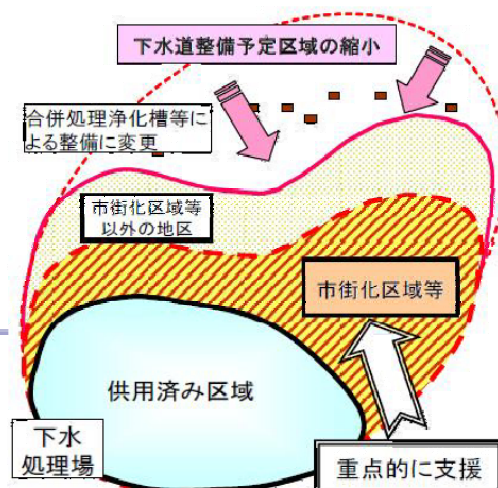
下水道未普及解消重点支援制度

良好な環境と快適で活力ある暮らしへ

下水道による処理人口普及率は、全国で79.3%（平成30年度末）に達していますが、いまだに地方都市の郊外部や中小市町村では多くの未普及地域を抱えています。また近年、人口減少・高齢化の本格化等、社会情勢が大きく変化しています。このような中、地域活性化の観点からも、未普及地域の解消を図り、下水道普及率の地域間格差を是正する必要があります。

● 未普及地域に着目した下水道計画の見直し

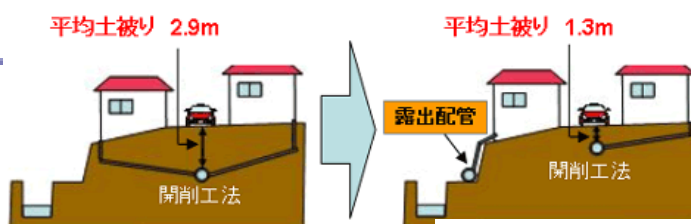
従来の下水道による汚水処理計画に加え、地域の実情に応じたほかの汚水処理システムとの連携を一層強化させた見直しを行います。本制度では、未普及地域のうち、人口の集中している地区を対象に概ね10年以内に解消することを推進しています。



出典：国土交通省 HP

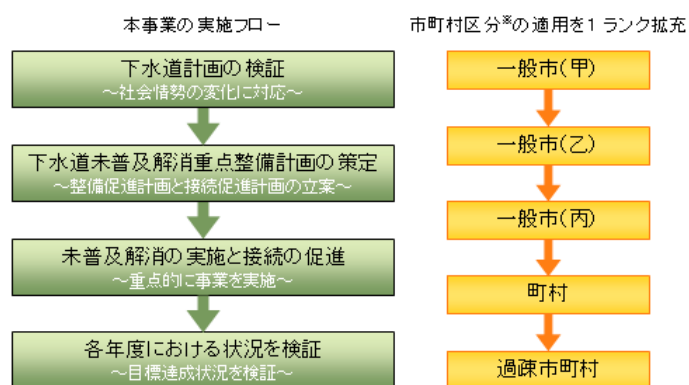
● 新たな整備方法（例：露出配管）

露出配管とは、管きよを道路の下ではなく、民地・水路空間・河川護岸等を専用して敷設するものです。この整備方法によって、低コスト・早期の整備が可能になります。



出典：国土交通省 HP

● 下水道未普及解消重点支援制度の概要



※公共下水道の汚水に係る管きよの補助対象範囲を定める際の市町村区分

出典：国土交通省資料

人口の集中している地区（費用効果分析結果が1.5以上の地区に限る）において、計画期間10年以内の整備及び接続の促進にかかわる「下水道未普及解消重点整備計画」が策定された場合、同計画に位置づけられた汚水にかかわる管きよの補助対象範囲が拡充されます。

なお、各市町村において、毎年度目標の達成状況を検証し、目標と乖離している場合は本制度対象から除外されます。